

建第1265号
令和8年1月5日

(一社) 島根県建築士会会長
(一社) 島根県建築士事務所協会会長
(一社) 島根県建設業協会会長
(一社) 島根県建築技術協会会長
(一社) 島根県住まいづくり協会会長
(一社) 島根県建築組合連合会会長
(一社) 島根県建築設備設計事務所協会会長
(公社) 島根県宅地建物取引業協会会長
(公社) 全日本不動産協会島根県本部本部長

様

島根県土木部長
(建築住宅課)
(公印省略)

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例及び島根県建築基準法施行条例の一部改正について（通知）

このことについて、使用料及び手数料の額の改定等に関する条例及び島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（令和7年12月26日付け島根県条例第57号）により別添のとおり改正しましたので、貴会員に周知をお願いいたします。

記

1. 改正概要

(1) 使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部改正

中間検査を受けていない建築物で昇降機の設置を含まないものについて完了検査（計画通知に係るものを含む。）を受けようとする場合の手数料の額の改定

(2) 島根県建築基準法施行条例の一部改正

引用する条項の整理

2. 施行日

公布の日（令和7年12月26日）

3. 添付書類

- ・島根県報（令和7年12月26日付け号外第116号）抜粋
- ・島根県建築基準法施行条例（令和7年12月26日～令和8年3月31日）
- ・島根県建築基準法施行条例（令和8年4月1日～）
- ・新旧対照表
- ・手数料一覧表（令和7年12月26日～令和8年3月31日）
- ・手数料一覧表（令和8年4月1日～）

[担当]

建築物安全推進室 建築法令係 原、金築
TEL : 0852-22-5219 FAX : 0852-22-5218
E-mail : kentiku-anzen@pref.shimane.lg.jp